平成２３年（フ）第７４６号
大阪市西区京町堀２丁目８番３号　横井第５ビル、商業登記簿上の本店所在地東京都足立区鹿浜６丁目21番６号
破産者　三和マシン株式会社
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８６６号
大阪市都島区善源寺町１丁目５番43号
破産者　株式会社大東鋼商店
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９８４号
大阪市中央区内本町２丁目３番８号　ダイアパレスビル
破産者　開成工学株式会社
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４０号
大阪府摂津市鳥飼上３丁目３番50号
破産者　小浜工業株式会社
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６６号
兵庫県加古川市神野町神野551番地の４
破産者　有限会社池田材木店
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４５７号
岡山市中区平井１丁目１番８号内田ビル201号
破産者　香川　尚子
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７４号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字下田23番地
破産者　株式会社ｅ一ステーション
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２０７号
三重県鈴鹿市岸岡町2707番164、住民票上の住所愛知県碧南市日進町２丁目111番地
破産者　伊藤　信雄
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１７５４号
埼玉県加須市正能493番地68
破産者　永沼　民治
1　破産債権の届出期間　平成25年９月24日まで
2　一般調査期日　平成25年10月15日午後１時30分
平成25年８月22日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２１６２号
名古屋市西区花の木３丁目６番14号　シャンボール天神山1003号
破産者　佐藤久美子
1　破産債権の届出期間　平成25年９月24日まで
2　一般調査期日　平成25年10月10日午前10時20分
平成25年８月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２０４号
大阪市城東区東中浜６丁目15番10―210号
破産者　山田　人美
1　破産債権の届出期間　平成25年９月25日まで
2　一般調査期日　平成25年11月７日午後３時
平成25年８月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５３号
兵庫県姫路市飾東町佐良和336番地１
破産者　山本商店こと　山本　雅也
1　破産債権の届出期間　平成25年９月26日まで
2　一般調査期日　平成25年11月14日午前10時
平成25年８月22日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１３０５号
埼玉県加須市柳生1713番地２
破産者　松橋　圭市
1　破産債権の届出期間　平成25年10月４日まで
2　一般調査期日　平成25年10月22日午前10時
平成25年８月21日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

債権者集会招集

平成２４年（フ）第３９９４号
兵庫県伊丹市鴻池４丁目13―10
破産者　大屋　政士
1　期日　平成25年９月19日午前10時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年８月22日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第２６７号
鹿児島県鹿児島市原良４丁目10番20号
破産者　大迫　英明
異議申述期間　平成25年10月16日まで
平成25年８月16日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０６４号
東京都江東区新木場１丁目７番22号
清算株式会社　ＢＳＨ株式会社
代表清算人　中井　勝弘
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２０８０号
東京都渋谷区渋谷３丁目７番６号
清算株式会社　ＧＥ株式会社
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２５年（再）第４７号
東京都豊島区高松１丁目８番３号
再生債務者　藤野　正三
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区神田駿河台３丁目２番地６　Ａ・Ｐｌａｚａ御茶の水ビル３階　勝部法律事務所　弁護士　勝部　浜子
平成25年８月21日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第１２号
東京都港区三田３丁目１番４号
再生債務者　日本カイザー清算株式会社（旧商号日本カイザー株式会社）
1　決議に付する再生計画案　平成25年７月31日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成25年10月２日午前11時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成25年９月24日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成25年９月18日
平成25年８月20日
東京地方裁判所民事第20部